

埼玉県市町村国保広域化等推進会議 ワーキンググループ設置要綱（案）

（目的）

第1条 埼玉県市町村国保広域化等推進会議設置要綱第6条に基づき、埼玉県市町村国保広域化等推進会議に財政運営ワーキンググループ、事務処理標準化ワーキンググループ及び保健事業ワーキンググループを設置する。

（構成団体等）

第2条 各ワーキンググループの構成団体、職位及び協議事項は、別表のとおりとする。

（構成団体の任期）

第3条 別表に定める各ワーキンググループ構成団体の任期は、この要綱の施行の日から、平成29年度までとする。

（運営）

第4条 ワーキンググループは、必要の都度、埼玉県保健医療部国保医療課長が招集し、主宰する。

2 埼玉県保健医療部国保医療課長は必要があるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（庶務）

第5条 ワーキンググループの庶務は、埼玉県保健医療部国保医療課国保事業担当において処理する。

附則

1 この要綱は、平成28年 月 日から施行する。

資料 3－2

別表

ワーキング グループ	構成団体	職 位	協議事項
財政運営 ワーキンググル ープ	川越市、熊谷市、 川口市、秩父市、 所沢市、深谷市、 越谷市、戸田市、 入間市、蓮田市、 伊奈町、小川町、 上里町、宮代町、 幸手市、さいたま市、 埼玉県国民健康保険団 体連合会、埼玉県	課長相当職	1 県国保運営方針 2 国保事業費納付金の 算定ルール 3 標準保険税率の算定 ルール 4 赤字解消対策（収納 対策含む） 5 県運営協議会の構成 6 その他財政運営に関 すること
事務処理標準化 ワーキンググル ープ	本庄市、東松山市、 上尾市、草加市、 三芳町、皆野町、 白岡市、さいたま市、 埼玉県国民健康保険団 体連合会、埼玉県	事務担当者	1 資格事務の標準化 2 給付事務の適正化、 標準化 <ul style="list-style-type: none"> ・ レセプト点検充実 強化 ・ 第三者求償等の取 組強化 ・ 県による給付点検 3 県による国保連への 診療報酬の直接支払い 4 その他事務処理標準 化に関すること
保健事業 ワーキンググル ープ	行田市、加須市、 春日部市、和光市、 ふじみ野市、越生町、 小鹿野町、さいたま市、 埼玉県国民健康保険団 体連合会、埼玉県	事務担当者	1 医療費適正化策 2 その他保健事業に関 すること

※各ワーキンググループについては、代理出席も可とする。